
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和5年3月13日（月曜日）

議事日程（第4号）

令和5年3月13日 午前9時開議

- 日程第1 議案第1号 日吉津村個人情報保護法施行条例
- 日程第2 議案第2号 日吉津村保育所認可変更に伴う整備条例
- 日程第3 議案第3号 日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 日吉津村高齢者介護予防・地域支え合い事業手数料徴収条例を廃止する条例
- 日程第14 議案第14号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）
- 日程第15 議案第15号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）
- 日程第16 議案第16号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

- 日程第17 議案第17号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第18 議案第18号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 令和5年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第21 発委第1号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 日吉津村個人情報保護法施行条例
- 日程第2 議案第2号 日吉津村保育所認可変更に伴う整備条例
- 日程第3 議案第3号 日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 日吉津村高齢者介護予防・地域支え合い事業手数料徴収条例を廃止する条例
- 日程第14 議案第14号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）
- 日程第15 議案第15号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）
- 日程第16 議案第16号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

回)

- 日程第17 議案第17号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
日程第18 議案第18号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第19 議案第19号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
日程第20 議案第20号 令和5年度日吉津村下水道事業会計予算
日程第21 発委第1号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例

出席議員（10名）

1番 長谷川 康 弘	2番 井 藤 稔
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小 乾 敬 介 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 福 井 真 一 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久 建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育次長 横 田 威 開
会計管理者 景 山 美 穂

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年3月第1回定例会本会議4日目、議案質疑を行います。

議員各位におかれましては、閉会中にもかかわらず、村内外の会議等に出席いただいております。御苦労さまです。

開会前に議長として御連絡並びに御挨拶を申し上げます。

長らくマスクの着用を義務づけられていたところではありますが、本日、3月13日から、厚生労働省の判断として、マスクの着用は個人の判断となったところでもあります。しかしながら、当議会としては、庁舎内においては、当分の間、これまでどおりの着用とします。役場職員についても、そのようにお聞きしております。よろしく願いいたします。

先週土曜日は、3月11日、東日本大震災が発生し、12年が経過したところでもあります。いまだに2,523人の行方不明者の方があるとお聞きしています。これまで宮城県大川小学校の視察もしたところではありますが、残された家族の皆さんの気持ちを察するに余りあるところでもあります。災害は忘れた頃にやってくると言われております。日頃の訓練、対策が強く求められるところでもあります。

本日は、先ほど申し上げたとおり、議案質疑であります。これまでも度々申し上げておりますが、議案に対する質疑であります。個人の意見を述べる場所ではないことを十分に認識していただきたいと思っております。

それでは、本日の会議に入ります。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第1号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第1号、日吉津村個人情報保護法施行条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。質問が、条項がちょっと後先するかもしれませんが、よろしく願います。三、四点願います。

この条例をみますと、大変何か難しいっていうか、あっちの資料、こっちの資料見たりして、なかなか難しいなっていうことを思ったんですけども、初めに、3条ですけども、3条

に法第78条第2項ってということが載ってますけども、法を見てみまして、私の見間違いかもしれませんが、2項っていうのがありますかね、その点をちょっとお伺いをしたいと思いますけれども。

それと、開示の要求した場合の開示の決定の期限っていうのは載ってませんが、それと、罰則っていうのもないですが、これは全部、今回、条例が少し少なくなってますので、それ、全部規則で定められるものでしょうか、その規則ではどういうことが定められるかっていうことをお聞きしたいです。

それと、6条の4項に村の職員または職員であった者っていうのがありますが、これは、私、ずっと調べた中で、村の職員っていうことは出てこないの、実施機関っていうことではないでしょうか、それは違いますでしょうか、その点をお伺いをいたします。

あと、またしますので、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） おはようございます。三島議員の御質問にお答えいたします。

まず、個人情報保護法の改正によりまして、78条の2項というのは新たに設けられております。それは5年の4月1日以降の施行ですので、ちょっとデータとかが、インターネットとか載ってないのがありますけれども、新たに設けられているということでございます。これが、不開示とする必要があるものとして条例で定めるものとするというような中身で追加になっております。

それから、規則で新たに定めるものということでございますが、今、これ、個人情報保護法の施行細則というのを日吉津村でもつくっております。そこに定めておりますのは、費用負担ですとか、その費用負担の納付方法ですとか、それから個人情報取扱事務の届出事項といったものを定めております。あと、それぞれ申請に対する様式というものを定めているところでございます。

それから、6条の4項ということですね。こちらにつきましては、一応、準則がありまして、こういうような形で表現するというふうになっておりますので、それに基づいて、村の職員または職員であった者というような表現にさせていただいております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 失礼しました。私もいろいろ調べたんですけども、2項っていうのがなかなか見つからなくて、質問させていただきました。ありがとうございました。

開示決定とかそういうものも、全部細則っていうか、規則とかそういうもので決められるってことなんですね。私もちょっとずっと調べてみたんですけども、大体、開示の期限ってい

うのは、決定の期限っていうのは条例に定めてあります。大体15日とかっていうことがありますけども、その点を私は条例でちゃんときちっとすることかなと思うんですね。規則とかそういう細則になっていくと、住民には決定のことが分からないですね、途中、改正された場合に。条例は議会にかけられるけども、その他のものはかけられませんので、その点をきちんと住民に対して、関係があることっていうことは、きちんと条例の中に定めていくっていうことではないかなと私は捉えています。その点、もう一度お願いをいたします。

それから、村の職員っていうことですが、これについてもずっと私、調べたんですけども、市の職員とか、村の職員とか、そういうあれでは載ってないですね。実施機関の職員であった者とかっていう表現で載ってますけども、この点もこのままでよろしいですかね、先ほど答弁がありましたけれども。

それと、あと、これに違反した場合、もうこれが決まって、あと、これを仮に職員が申請があった人に開示をしていった場合の罰則規定っていうのがありますね。それが載ってないですけど、これ、重要なことかなと思ってますが、この点について、もう一度お願いします。金額が、一応、2年経過したですかね、ときには100万とか、それから、あと、50万とかっていうことが出されてます。それがみんな施行規則に載ってます、経過措置として。その点はどうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

今回の改正の趣旨といいますのが、今まで個人情報保護条例という形で定めていたものが、国の個人情報保護法の改正に伴って、個人情報保護法ですとか行政機関個人情報保護法、それから独立行政法人等個人情報保護法というのが統合されたということになりました。統合されたことによって、各地方公共団体の個人情報保護制度、つまり、うちが定めています個人情報保護条例というのが法の下に共通ルールで直接適用されたということが狙いでございます。それで、その結果として、かなり今回の新たな条例の条文が減ってきているということであります。つまり、今まで条例でうたってた部分が、保護法のほうに書かれて記載されていることによって、これだけ条文が少なくなってきたということでございますので、推測で物は言うてはいけませんけれども、そちらのほうの法律のほうにそういったことが記載されているというふうに解釈をしております。今回が足りない、条例に書かれていることといたしますのは、法から委任されている条例で定めなければならないものと、それから、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインで許容されている条例で定めることを妨げるものではないものというものを条例で定めており

ますので、その法律と今回の条例、そして、先ほど申し上げた細則、こちらによって全てが充足されるというふうに理解しております。以上でございます。

それと、すみません、実施機関ということなんですけども、実施機関といいますのは、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会ということの総枠での表現ですので、あくまであそこに、6条に記載されてるのは、村の職員ですとか、元村の職員であった者というものに解する規定でございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（4番 三島 尋子君） 期限についても、申請してからいつの間に提示するっていう期限。

○議長（山路 有君） 起立して、してください。

○議員（4番 三島 尋子君） いいですか。すみません、2問目ので入れてくださいね。

○議長（山路 有君） いや、3回目になりますよ。

○議員（4番 三島 尋子君） すみません。期日が、公文書申請すると2週間以内とかっていうのがありますよね、その期限、開示期限っていう。

○議長（山路 有君） 三島議員、今のはどういう意味の質疑になりますか。

○議員（4番 三島 尋子君） いや、質問したのに、回答が返ってきてない。

○議長（山路 有君） いや、それは私が判断しますので、起立して、マイクに向かって言ってください。

○議員（4番 三島 尋子君） 質問したのに返ってきてないので、それをしています。

○議長（山路 有君） 小原総務課長、補足的にお願いします。

小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。2問目ということで、私がそれに答えなかったということですので、こちらの責任でございますので。

期間につきましては、ちょっと今、法律を持ってきておりませんので、明確にお答えすることができませんけれども、恐らく、個人情報保護法のほうに記載されているというふうに理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 私も保護法をいろいろ調べてみまして、国のほうでは30日とかいうのがなってますけれども、市町村では15日っていう規定がたくさんしてあります。日吉津の場合はどうなんだろうっていうことで、そこをお尋ねをいたしました。

それと、あと1つですが、こういう重大っていうか、改正がなされた中で、住民の方への周知

ってというか、意見を聞く場を設けられなかったってということについては、どういうお考えだったのかなってということ、お伺いしたいと思います、最後。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。先ほど、前段の御質問ですけれども、国のほうは30日になってるということだということでおっしゃいました。そうすると、今回の法の趣旨としては、全てに共通ルールということになりますので、恐らく国も地方もほかの行政法人といったところも全て同じルールになるんじゃないかなというふうには思っております。

それから、住民への周知ということなんですけれども、これ、条例改正につきまして、法律によって今回定められたものでございます。そこはもう共通ルールになるということですので、どこも同じということなんです。

あと、条例の開始につきましては、条例でこれを定めなさいよという国の個人情報保護法の記載されたものに従って定めておりますので、こちらについては、こちらのほうで粛々と進めさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。多少、先ほどとダブる面があるかもしれません。

まず、1点、前の村の条例を廃止するということで、それで、あわせて、いわゆる細則っていう、施行規則も多分廃止になるわけですね。それで、今回、新しい施行条例に伴って、今の総務課長の話だと、細則が決められるということですけど、規則も決められるのかっていうこと、その辺のところを1点、確認をしたいと思います。

それと、結局、法の趣旨、法の中である程度、市町村に言わば任せられた部分を今回決めるってことなんですけども、元の法が分からないので、先ほど来の議論になると思うんですね。元の法が分からずにこれだけを見て議論するので、もう一つ、我々もすっと落ちない部分があるということで、その辺の、これは指摘になるのかもしれない、であります。

その上で、具体的なところを3点ほどお聞きしたいんですが、第4条に手数料は無料とするということで、それで、2項には当該写しの作成及び送付に要する費用は開示請求者の負担とする。要するにコピー代とか郵送料とかっていうことだと思んですけど、その上で、第3項には、経済的困難その他特別な理由があると認めるときには、減額したり免除することができる規定になってるわけですね。この辺のできるというふうなもの規則なんか定められているのかなと

いうふうに思うんですけども、その辺のことをどのように定められているかを聞きたい。

それからもう1点は、第5条に鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会っていうのがあります。ここに定めてあるのは、いわゆる実施機関のほうで諮問するということなんですけど、例えば、開示請求者がこの審査会に審査を求めるとか、そういった、要するにこの審査会の役割っていうのは引き続きどういうふうになるのかっていうことを伺いたいということでもあります。

それで、ちょっと前後しますが、個人情報保護条例、従来の村の条例が廃止になった場合に、先ほど2点目で言いました、いわゆる開示請求の手續なんかは、村の情報公開の施行規則に定めであるんですね。例えば、複写がモノクロが1枚20円とか費用負担が書いてあって、そっちに準用されるようにもともとあるんですけど、その辺の関連は変わらずで、それで、先ほど言いましたような第4条の内容が引き続き情報公開条例に基づく対応になるのかというふうなところ、3点になったかもしれません。その辺、答弁いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、第4条の手数料の無料のところですけども、こちらに関しましては、新たに施行細則を作成しております。こちらのほうに、費用負担ですとか、届出事項、それから申請の様式を記載しているというふうに先ほど御説明させていただきました。そちらのほうで対応をしていただくようにしております。

ですので、費用につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、例えば、手数料としては無料なんですけども、実費は頂くということで、白黒だったら20円、それからカラー複写でしたら1枚100円といったものを適用します。これは議員がおっしゃいました情報公開施行規則、こちらを引用しているということで、こちらの情報公開のほうにつきましては引き続き引用させていただく、こちらは廃止ということではございません。

それと、規則か細則かということなんですけども、条例のほうに定めてるものは一応細則のほうで全部入れておりますので、細則のほうで対応したいというふうに思っております。

それから、5条の審査の委員会の関係ですけども、こちらは、やはり実施機関が諮問できるということで、そちらについては変わりありません。

それから、最後ですが、村の条例は廃止になるんですけども、情報公開条例はそのまま生きているということになります。

ちょっと不足があるかもしれませんが、以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 先ほどの質問、ちょっとずれてる、答弁があれなんですけども、要するに、情報公開のほうはそのままだけど、個人情報保護のほうは、条例とともに規則も、多分あった細則も廃止になるということで、新しい個人情報保護条例、村の条例に合わせて、全て細則で決めてるということですね。

こだわるほどでもないんですけど、この条例案を見ると、細則は任意規定みたいになってますけど、規則で定めるとなっているので、本来は規則で定められるべきことかなというふうに思いますが、その辺、どういった考え方かっていうことが1点。

それから、先ほどの西部の審査会ですが、ちょっと資料を持ってないんですけども、従来から、これは実施機関なり、行政側が諮問する形だけだったのか、要するに個人、村民が不服申し立てするとかいったときに、ここの専門家の意見を求めるという、そういう役割はなかったんですかね。そういうのがあったような記憶あるんですけども、その辺は変わらずあるのかどうなのか、その点と2点ですね、確認をお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

すみません、規則がいいのか、取りあえず、今のところは細則という形でさせていただいておりますが、その辺はちょっと再度、どちらがふさわしいかということでは、ちょっと検討してみたいというふうに思っております。取りあえず、今は細則のほうで全て条例の補足部分を網羅しているということでございます。

それから、西部の町村情報公開・個人情報保護審査会ということの対象ですけども、私が知っている範囲では、やはり実施機関からの諮問ということで承知しておりますが、基本的には今の形を継続するというふうに伺っておりますので、もしその個人が可能であるということだったら、そちらもそのまま引き継がれるというふうに認識しております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 細則云々については検討されるということですが、できたら、この議会の期間に、どういったところがどういうふうに決められてるかって、それが細則であっても規則であっても、どういった内容が村のほうで想定されてるかを情報提供いただきたいなということが1点。

それと、今の審査会、要するに、村民にとっての言わば権利を主張する受皿ということでの審査会の辺も、この辺ももう少し明快に、後日でも情報提供いただいたらなと思いますんで、よろしくをお願いします。質問にならなかったかもしれませんが、その辺について、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） もうちょっと研究して御報告させていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。質問させていただきます。4点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

今回の条例の名前なんですけども、何ですかね、日吉津村個人情報保護法施行条例という形になっとるんですけども、こういうような立てつけの条例名っちゃうのは今まであったんだろうか、どうだろうかという気がします。国の法律のその執行部分について、自治体の法律である条例で規定するというような、本当に特異な例じゃないかと思えますけども、私も議会へ出て12年になりますけども、何か初めてのよう気がするんですけど、この辺りについて御説明いただければと思います。

それから、2つ目が、村長部局の条例についても、実は後ほど出てきますけど、議会の条例は例ということで、全国議会のほうから經由してこちらのほうに例として流れてきております。そして、例として流れてきたものについて、Q&Aということで、いろいろこういうふうに理解するんですよということで、こういうことですよということで、質問にも答えてくれるという状況なわけなんですけども、村長部局のこの今回の条例についても、先ほど何か準則どうだこうだっつって総務課長の話に出てきましたけど、そういうもんが何か来とるんでしょうか、どうでしょうか。それに基づいてつくられたもんなんですか、どうでしょうか。

3点目が、先ほど申しましたように、そういうことであれば、この整合性ですね、今回の条例の制定目的である、先ほど総務課長からあったように、法のルールで直接規定するようにして統一化を図ると、言葉は悪いかもしれませんが、そういうような狙いが、デジタル化に向けた体制の整備ということであつとるというふうに理解するわけなんですけども、そういうことであれば、当然、全国的にそれぞれの村のあるケースがありますよね、全くこれについて規定がないところやら、本村のように実施機関の中に入れてあるのや、全く対応がされていないもの、規定がないものというような、何か3形態に分けられるということの説明が資料でなされてましたけども、そういうことであれば、同じ自治体の中においても、行政の対応と議会の対応の統一性が、調整が私は必要と思うんですけども、その辺りの調整はできてるんでしょうか、どうでしょうか。議会のほうは24日の日に示していただいて、とんとんと議会の中でも十分に議論しないまま進ん

でいったという経緯がありますけど、その辺り、行政のほうとして議会のほうとの調整を十分やっていたらとるんでしょうか、どうでしょうか。

それから、最後に4点目ですけど、実施機関から議会を外されたのは何か理由がありますでしょうか。実施機関を残しといても、議会の条例の中に、そういうことで統一を目指すんならそれでいいじゃないかという、個人的にはそういう考え方をしとるんですけど、その辺り、実施機関から議会を外されて、別に対応という、国のほうの流れかもしれませんが、その辺り、もしお分かりであれば、分かるように説明していただいたらと思います。以上4点。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の個人情報保護法施行条例という名称につきましてですけれども、おっしゃいますように、確かにあまり聞き慣れない条例ではあると思いますが、法律に基づいてそこを補完する意味で、施行する上での地方公共団体の対応を定めるということでは、特に問題のない名称であるというふうに思っております。法律のほうも条例で定めなければいけないものを定めなさいというふうにしてありますので、それは問題ないというふうに思っています。

それから、村長部局のこの条例の条文の中身なんですけれども、こちらについては、一応、統一のものがありまして、どこの市町村もこの同じような形で条例を定めているということでございます。

それから、行政と議会との今回の対応についてということで、調整ができていくかということなんですけれども、直接議会の発議された条例と照らし合わせてはないんですけれども、大本の個人情報保護法というものがあって、その共通ルールに従って各実施機関が定めるというものですので、そこは当然、整合性が図れてないといけないというふうに思っております。うちのほうは旧条例が廃止になるわけなんですけれども、議会のほうは旧条例に沿った形でつくられているというふうに思います。新たな個人情報保護法の要素を盛り込みながら、旧条例をベースにつくられているというふうに理解しておりますので、そこは同じ内容であるというふうに思っているところでございます。

あと、実施機関から外された訳ということですが、決してこれはうちのほうが判断、地方公共団体のほうが判断して、外す、外さないということではなくて、もともとの大本の個人情報保護法のほうで議会は除くというふうにされておりますので、こちらはそういうふうな対応にせざるを得ないのかなというふうに思っております。私がちょっと調べたところによりますと、なぜ外したかということにつきましては、議員の皆さんも勉強されて御承知かと思っておりますけど

も、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関からは除外するというような理由づけで、今回、法律のほうから外されたというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。もう少し聞かせてください。

そういうような法律の下で、地方自治体自体も3つに大別できるような取扱いが従来ずっと違ってきとったんですね。だから、2000個問題と言われるように、いろいろ違いがあるから、取扱いに違いがあるから、デジタル化がなかなか進まないというようなことで、その統一化を図ろうかということでの多分条例改正であろうかと思うんですけども、そういうことであれば、当然、新しい法施行後も大本の法律は変わらないわけですから、その辺りは、例えば条例を制定しないところもあったり、あるいは、別に議会のほうの条例を制定することもあったり、執行部のほうはまた別ですよ、というような状況が出てくるんじゃないかと思えますけども、県下の取扱いは、これはみんな日吉津村と同じような取扱いになりますか。あるいは、もし全国的にほかのほうのところで、例えばもうそういうことで要らんのだったら、特別、規定せんわというようなところも出てくるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺りはどうでしょうか、現状、あるいはこれへの対応の差異っちゅうのは出てくるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

ちょっと私が答えるのが逆におかしいかもしれませんが、ちょっと議会の中の動きというのは、どこの議会が条例つくっておられる、つくっておられないかという情報は、ちょっとすみませんが、持っていないところでございます。ただ、つくる、つくらないはあるかもしれませんが、少なくとも、この町長部局、村長部局なりがつくるものの中に議会は含まれていないということは間違いのないと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。それだからこそ、本当に議会のほうと行政のほうのこの執行についての調整がしっかりしとかにゃいけないと思うんです。先ほどから出とるように、細則に定められたりどうだという部分が、なら、議会のほうはこの個人情報保護条例という、従来の執行部のほうにあったような内容の多い条例になってますよね。もう全然条数が違うようなものになっております。だから、その辺りの均衡といいますか、それは、やっぱり執行部じゃ

ないと分らんじゃないかと私は思うんですけど、だから、最初に言ったように、調整はしっかりできてますかとちょっとお聞きしたのはそういうことなんですけども、その点について、もう一回ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

原則からいえば、やはり議会は議会でおつくりになるということが原則になってると思いますので、そこは町長部局との必ず整合性をというところではないというふうに思っておりますが、実際のところをいえば、この小さい日吉津村という組織でございますので、じゃあ、議会だけにお願いするということではなくて、やはり、その条文が本当に等しいものになっているかとか、こちらと整合性が取れてないのかっていうようなところは確認はしていく必要があるかなとは思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第1号の質疑を終わります。

日程第2 議案第2号

○議長（山路 有君） 日程第2、議案第2号、日吉津村保育所認可変更に伴う整備条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で議案第2号の質疑を終わります。

日程第3 議案第3号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第3号、日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。2点お聞きしたいと思います。

この条例の改正案の第2条を見ると、2条第2項の2号、成年被後見人が、今回、意思能力を有しない者というふうに改正される案になっておりますが、この違いですね、要するに被後見人

の方が、さらに改正後は、言わば対象が拡大されるのか、あるいは、逆に縮小されるのかですね。意思能力を有しない者ということは誰が判断するのかなと思うんですけど、その辺の、一応、何か見ると、縮小されるようなニュアンスでありますけども、実際に本村の場合に、被後見人の方ってというのはそんなに何人もいらっしゃらないんじゃないかと思うんですけども、それが、多少認知なんかがあったりして、意思能力を有しない者ということになると、実質、拡大してしまうんじゃないかっていうふうに思うんですが、その辺の検討はどのようにされているかということを一応1点目です。

それから、2点目ですね、第5条の中に、旧氏ですね、旧氏を併記できるように、これは住基法の改正ということではありますけど、わざわざ旧氏を、通称とは違う、いわゆる別姓を希望される方の通称じゃなくて、旧氏ってということなので、この辺の、いわゆる個人の権利を認めた意味合いなのか、もうちょっと違った意味があるのか、その点について補足をいただいたらなというふうに思いますんで、以上2点、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えします。

1点目の2条、成年後見人という項目が意思能力を有しないということになった件につきましてですけども、これは従来、成年後見人さんがついておられる方は印鑑登録はできませんでした。それを、単純についてるっていうことでできなかったものが、そうではなくて、その方でも、本人さんの意思能力があればできますよということに改正されるものでございまして、拡大されるということでございます。

その判断は誰がするかということですが、それは、窓口等で来られた場合に職員で確認させていただいて判断するという形になってくるということでございます。

それから、5条の旧氏につきましては、すみません、ちょっとお待ちくださいませ。おっしゃられたように、住基法の改正等であるんですけども、それは1つ前までの旧氏がつけれるというようなことが決まっております、いろんな権利を認めたものかということでしたけども、本人さんの意思に応じてするものでございまして、旧氏を記載したいという方があれば、それを可能とするということでの住民基本台帳法の施行令が改正になったことから、対応させていただいたということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） まず、1点目ですが、今の矢野課長の答弁は拡大されるっていうふうに伺ったような気がする。要するに、受けることができない人が成年被後見人から意思能力

を有しない者になったってということでいうと、縮小されたという意味ですよ。要するに、被後見人であっても、意思能力を職員が確認ができたなら印鑑の登録をしますということですから、言わば、このいわゆる登録資格の禁止条項といえますか、できない人が縮小されたという理解でいいですよ。さっき拡大っていうふうに言ってたんですけど、できない人が縮小されたって。印鑑証明をつくれなと言われてた人が、被後見人の方でもつくれるように道が開けましたよということだから、縮小したっていうことの意味、一応、そういう意味ですよ、言葉の意味はともかくね。

それから、先ほどの旧氏の問題は、いま一つ、ちょっとよく分からないんですけども、もうちょっとそこを、そもそも、わざわざここに本人の希望で旧氏を入れるっていうことがどういう意味があるのかなっていうのはちょっと思いますけど、いま一つ、住基法が変わったからっていうことでは、もう一つ、答弁としてはすんと落ちないんですが、その点、補足ができればよろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。

1点目の成年後見人さんの件ですけども、成年後見人さんがついてた人は、できなかったのができるようになったということでの拡大という意味で言ったものでして、皆さんにとっては、できない人が増えたのかということではなく、減ったという方向でございますので、すみません、説明がうまくできておりませんので、申し訳ありません。

それと、旧氏の件ですけども、ちょっとこれも言葉が足らなかったんですが、住民基本台帳法施行令の改正の趣旨は、女性の活躍推進の観点から改正されてるということで、女性の方が希望されるものを、今までできてなかったものの門戸を広げるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。

○議員（7番 前田 昇君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第3号の質疑を終わります。

日程第4 議案第4号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第4号、日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で議案第4号の質疑を終わります。

日程第5 議案第5号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第5号、日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この中の、福祉のむらづくり推進委員会というもの加えられているわけですが、これはそもそもどういう役割の委員会か。もしかして地域福祉計画なんかの策定に関わるということの委員会かなと思うんですけど、そこは、それは条例なり規則に設置根拠があるのかということを確認をしたいと思います。この委員会の性格とその設置根拠ですね、それをお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御質問のありました福祉のむらづくり推進委員会、こちらの委員は、先ほど申されたとおり、令和5年度に地域福祉計画、それから、あと、高齢者福祉計画、障がい者福祉計画というような福祉計画の策定の時期に来ておりますので、そちらの策定委員のメンバーの報酬ということで提案をさせていただいております。それぞれ、各条例等で委員の規定がございますので、そちらの規定に従って設置するものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） ちょっと今の答弁の確認ですが、高齢者とかの計画が見直しという、それはそれで、それぞれ委員会があるわけですね、従来のね。それで、それを今、根拠が、条例なりがありますよということですけど、福祉のむらづくり推進委員会という設置条例なり要綱っていうのは従来からあるのか、これから、これからっていても困るんですけども、それはどうなんでしょうか、そこの根拠を聞きたいということですね。ちょっともう一度、そこを補足お願いします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

これは、先ほど地域福祉計画等の策定のための委員ということで答弁いたしましたけども、従来、別々の委員で策定に当たっていただいております委員さんを、総合的に策定に向けて取り組んでいただくということで、全体会や各部会等という形で二段構えで設置に向けて準備を進めるようなことを想定しております、それぞれの委員を統合したような形での、今回、規定ということとさせていただきます。ですので、新たにこの委員を規定するような条例ということとは設けておりません、従来のものをまとめさせていただいたというような形でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） いま一つちょっと分からないんですけど、それだと、ここにいわゆる報酬を決める必要はないんじゃないか。それぞれの委員会の方が合同会みたいなのがあれば、それぞれの委員の立場で出られるわけだったら、従来の形でいいと思うんですけど、その辺りが、ここに報酬を改めて決める必要はないんじゃないかというのが1点と、それにしても、要するに、この福祉のむらづくり推進委員会っていうのはこれからつくるものですよ。そうすると、やっぱり何かな形で根拠がないと、要するに、会議規則みたいなものがないと、それぞれ寄り集まりの中で報酬も出していただくっちゃうのに、どういうふうに運営になるのかなというふうに思うんで、改めてこの推進委員会の設置根拠が要るんじゃないかということで、従来の委員であれば報酬は要らないんじゃないかっていう、その点、確認をしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、設置に係る根拠等の整理は必要かなと今感じておりますので、ちょっとその辺りを整理して向かわせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第5号の質疑を終わります。

日程第6 議案第6号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第6号、日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（４番 三島 尋子君） ４番、三島です。改正されるほう、専門員ってということが加わってまして、その専門員ってというのはどういう職員さんなのかっていうのを説明してください。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

専門員といいますのは、定年退職を迎えられて再任用職員となっていた方に、行政職であれば行政専門員さん、それから、保育士さんであれば保育専門員さん、それから、保健関係の方であれば保健専門員さんという職名に考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（４番 三島 尋子君） そうしますと、再任用になられた方の職員さんの名称っていうことでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。そのとおりでございます。それで、やはり再任用の方といいますのは、長年、行政職、携わっていただいております、そこで得られた知識ですとか経験を生かしていただきたいということで、このようなことを考えたことでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（４番 三島 尋子君） はい。

○議長（山路 有君） ほかに。

松田議員。

○議員（８番 松田 悦郎君） ８番、松田ですけれども、ちょっと１点だけ。この給与に関する条例の関係の中で、所長の職名変更、これは分かりますが、その後の、５級課長の補佐級の廃止だとか、３級室長の廃止で会計管理者への名称を統一したということで、５級、６級の室長も廃止ということで、いろいろ廃止があるんですけど、この廃止のちょっと理由、もう一度お願いできますか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の大本の考え方なんですけれども、地方公務員法の第２５条に、職務に基づいて職位ごとに給与が支給されるというふうに定めてございます。それで、今、日吉津村では人事評価制度を進めているわけなんですけれども、やはりその中で、職位ごとの役割を明確にするということが必要だと、職位の責任に合った給与体系を確立していく必要があるなということで今回の見直

しをさせていただきました。すなわち、室長であればもう4級のみにするということ。それから、課長補佐さんであれば、これは4級までにする。そして、5級はもう課長職さんのみにする。それから、5級、6級室長の廃止といたしますのは、今、出納室のほうが会計管理者兼出納室長という名称にしておりますけれども、それをもう会計管理者というのだけにして室長をなくすということになりますと、この室長の役割というのはいま4級だけだよと、5級、6級の、そうすると室長補佐ですとか、室長というのが要らなくなりますので、そこで削ったと、分かりやすくするというのが狙いでございます。そうですね、課長補佐さんと、やはり課長というのの責任、役割の明確化を図るという意味で、5級にも前は課長補佐があったんですけども、そこからは課長補佐はなくすということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第6号の質疑を終わります。

日程第7 議案第7号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第7号、日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この会計年度任用職員さんの給与、人勤に基づくアップってということで説明を受けておりますが、そもそも、本村のこの会計年度任用職員さんの基本的ないわゆる給与の基準ですね、周辺と比べてどうなのかと。以前、多少米子市に近いつてということで、他よりは少し上げて設定してあったような記憶もあるんですけど、現状において、周辺の自治体等に比べてどうなのかっていうのが1点。

それから、確認ですが、最低賃金が上がっていると思うんですけど、その辺について、問題ないと思いますが、改めて鳥取県の最低賃金と時間数と比べてこの基準が妥当かどうかっていう辺り、その2点を御説明いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

日吉津村の会計年度任用職員さんは、給料にしても処遇にしても、間違いなくほかのところと

劣るということはありません。

それから、2点目ですけれども、最低賃金ということなんですけれども、ちょっと今、金額が頭の中に入っておりませんけれども、それはクリアしているというふうに認識しております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 周辺と劣ってませんということが、ある程度、同じなのかどうなのかっていうことを再度確認をしたいと思います。

それと、最低賃金が多分960円ぐらいですかね、何か上がったと思いますが、要するに最低賃金がアップした部分っていうものを、ここにある程度、人勤とともにもう少し上げていくっていうことはできないものかっていうことの趣旨で伺ってるので、もう一遍、その2点について答弁いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

劣っていないというような中途半端な言い方はしておりますけど、認識の中では、よそよりいいというふうに思っておりますけども、それがはっきりちょっとどのぐらい差があるとかいうことは分からないものですから、そのような表現をさせていただきましたが、周辺よりは日吉津村はいいというふうに理解しております。

それから、最低賃金の話ですけれども、これも何か中途半端な話になりますが、やはり人勤が上がったということで、それによって、人勤が上がるということ自体が最低賃金、社会情勢を反映しての人勤であるというふうに思っておりますので、その分がこの給与表の改定につながるというふうに思ってますので、そこは最低賃金の上昇分も少なからず影響してるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（7番 前田 昇君） はい。

○議長（山路 有君） ほかに。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。この会計年度さんの給与を決定する場合ですけれども、正職の場合だと前歴換算っていうのが計算がありますね。そういうことの計算っていうのはされないものかどうかっていうこと。100%ということはないと思いますけれども、そういうことをして決めていく、皆さんの年齢で決められるのかどうなのか、そのところ、日

吉津村はよそよりは悪くないっていう答弁でしたけれども、前歴換算っていうのがなされるか、年齢制限がありませんね、そのことも加味してどうなのかなっていうこと、お答えください。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

日吉津村の会計年度任用職員の給与に関する規則に定めておまして、これにつきましては、前歴換算は含まれておりません。例えば一般事務職であれば、最初の号給が例えば1-1とか、そして、2年目がプラス4号といったような、取りあえず職種によって最初のスタート地点を決めておりますので、そのような決め方をさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 会計年度さんが再任用された場合、3年ですかね、何か下がる、初任給、また元に返るっていうことがなされてますね。それはやっぱりそういうふうにしていかないといけないものなんですか。それがずっと採用されてる間、上がっていくっていうことにはならないっていうことなんですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

以前は3年までということでしたけれども、今はそれはありません。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） それで、ないっていうことは、やっぱり採用されてる間はずっと上がっていくっていうふうにして解釈してよろしいですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

前は3年行ったら下がるみたいなことがあったんですけど、それはなくて、今、1年目からずっと5年目ぐらいまでは上がって、それから下がりません。上がりもちょっとできないかもしれません。下がりはないということでございます。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第7号の質疑を終わります。

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 8 号、日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松田議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） 最初に、この安全計画についてですけども、ちょっといろいろ読むんですけど、いまいち理解が苦しいので、ちょっと私に分かるように、もう少し端的な返答はできんでしょうかと思います。

それから、もう一つ、この 7 条の 2 の上ですけども、講じなければならないってありますが、次の 2 ページのほうには講じるよう努めなければならないというような感じで書いてあるんですけども、これはこれでいいでしょうか。この 2 点、お願いします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

まず、安全計画につきましてですけども、安全計画のほうは、施設内の設備の安全点検や職員、それから利用者の事業所内外での安全のために必要なものを定めるということで、また、必要な対応を定めて、また、それを職員に研修なり訓練をしたり、あるいはそれを利用者にも周知したりというようなことを行うということ、通常、日吉津の児童館でも、例えば災害時の対応マニュアルでありますとか不審者対応マニュアル等を作成して対応しておりますけども、そのようなものを計画としてきちんと定めましょうということ、義務化されたものでございます。

13 条の業務継続計画のほうにつきましては、こちらは努力義務化ということですので、しなければならないということではなくて、努めなければならないというような表現になっております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） いや、じゃなくて、7 条の 2 のところには努めなければならないってあるんですけども、今言った 2 ページのほうには努めなければならないって書いてあるんですが、ここは講じなければならないって書いてあるんですけども、2 ページのほうには、その後の、努めなければならないとありますが、どうでしょうかという質問です。

○議長（山路 有君） 文言の解釈。

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

7 条のほうで規定がしてありますのは、安全計画の策定につきましてでございます。先ほど答

弁申し上げましたのは、その安全計画というところでございます。こちらにつきましては、義務化ということで、講じなければならないという表現になっておりますし、また、13条のほうは業務継続計画ということで、感染症等の、あとは、非常災害の発生時について、業務を継続していくための計画、こちらについては策定するように努めなければならないという努力義務化という形でございますので、努めなければならないという表現となっております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） この安全計画とか継続計画っていうのをちょっと見てみますと、子供がどこかお出かけをするときとか、そういうときにバスを使ったりするときもありますね。ああいうときの事故があったっていうことから始まってっていうことがありましたけども、それ、日吉津村のマイクロバスにも何かの装置とかっていう、そういう装置がつけられるんでしょうか。そういうことをしていくために期間がちょっと設けられてるっていうふうに私は解釈しましたが、それは、そういうことではないっていうことでしょうか。日吉津村のバスにもそういうことの設置はされるっていうことでしょうか。その点、お伺いをいたします。

○議長（山路 有君） 三島議員、マイクが入ってないです。もうちょっと近づけて、入ってないそうです。

○議員（4番 三島 尋子君） すみません。

○議長（山路 有君） よろしくお願いします。

○議員（4番 三島 尋子君） はい。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員の御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの活動の中で安全を保つために必要ということであれば、そのような対応も必要かと。今のところ想定しているということではございませんが、必要があれば措置を講じていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この今回の条例改正の中で、安全計画をつくるということですが、これは確認ですが、従来の保育所、今度はこども園になる、そこにはこれと、要するに安全計画みたいなものはそもそもあるんでしょうかっていうことが1点ですね。

それで、今回のこの安全計画っていうものが、かなりやり出せば幅広いものになると思うんで

すけど、災害の面から、あるいは事件性のあるものからとか、いっぱいあると思うんですけど、要するに1年間かけて安全計画をつくりますよということの内容だと思うんですけど、どのようにするのか、要するに職員だけで果たしてつくれるかどうかという、サンプルがあるのかもしませんが、その辺の、1年間って早いと思うんで、しかも、新しい施設になったばかりですから、この安全計画を、義務規定ですので、しっかり1年間でするための対応っていうのはどのようにされるのか、もちろん周知や訓練も必要なわけですから、それも含めていえば、どのように進められるかっていうことをお聞きしたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、保育所のほうに計画のほうがあるかという御質問ですけども、保育所のほうも、先ほど申し上げましたように、防災計画に対応したマニュアルでありますとか不審者対応マニュアル等を作成しております、整備がされているという認識でございます。児童館の放課後児童のこの健全育成事業につきましては、一応、経過措置としまして、令和6年3月31日までが努力義務ということになっております。ただ、そこまでの期間はございますけども、今、御指摘のとおり、新たな施設となったところもありますし、あと、ミライトとして一体的に整備をしていく必要もあるということも考えております。早急に整備をしてまいりたいと思っております。従来から不審者対応マニュアル、それから非常災害時の避難マニュアル等は整備をしておりますので、そちらを新たな今の施設に合ったものに修正をして見直していくというところで、準備は進めかけているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（7番 前田 昇君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第8号の質疑を終わります。

日程第9 議案第9号

○議長（山路 有君） 日程第9、議案第9号、日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 改正前で、それが第14条が削除されているんですけども、懲戒に係る権限の濫用禁止ってということで、これをこのまま文章を見ると、要するに、保育の現場で身体的なことや、あるいは言葉による、いわゆる懲戒を、濫用をやめなさいということで、何か大事なもののようにも見えるんですけど、いろいろ読んでみると、これがあること自体がかえって、いわゆる権限を行使する温床になるっていうような、言い訳になるっていうような、そういうふうな解説したところもあるんですけど、その辺についての改正の意図を改めてお聞きしたいなということと、仮にこの条文がなくなったとして、じゃあ、実際にそういう濫用は、あるいは懲戒っていうものが起きないのかどうなのか、その辺はどこに定めてあるのかなということ、以上2点、お願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の改正につきましては、民法の改正、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令というものによって変更をしているものでございます。これは、従来、民法のほうにおきまして、子の監護及び教育において、子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講じて、親権者の懲戒権というものに関わる規定がございましたけども、こちらが削除されたということに伴って、そもそものこの懲戒権というものが民法上からなくなっておりますので、ここでこの条例を削除するという流れになっております。ですので、こちらの家庭的保育事業の中でも、当然このような懲戒というような考え方はないということを前提と立ちますので、条例が削除されたものでございます。

改めて規定ということは考えておりません。このような身体的な苦痛を与えるようなこととか人格的に戒めるような対応というのは当然してはならないものということで認識をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今の民法の改正はいろいろ話題にもなってます、子供に対するしつけですというふうなことが言わば虐待の言い逃れになるということで、その改正の趣旨はよく分かるんですけども、いわゆる職業として、事業をやってる者の濫用というものも併せて問題だという、その辺の問題意識は分かるんですけども、要するに、ここに条項がなくなっても、例えば保育指針の中とか、そもそも懲戒はできませんよ、あるいはそういうことをしちゃいけないよっていうふうな規定はなくて大丈夫なのかということから、その辺のちゃんと保障できる、あるいは保護者に対しても示せるものがあるのかっていうところをお聞きしたいんですけど、い

かがですか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、民法上、懲戒という考え方がなくなりますので、そこが根本になってこようかと思いますので、当然そのようなことは起こってはならないものだという認識に立つのではないかというふうに理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） ですから、それは一致してるんですけど、それが、例えば保護者が自分の子供を預けて、安全かどうかということに対して、仮にそういう質問が出た場合に、いやいや、こういったところを根拠にきちんとやっていますってということ、その言える根拠があるかっていうことを伺いたいわけなんで、ちょっと即答が無理であれば、やっぱり、いわゆる責任者として利用者の方に説明できるような、例えば虐待はしませんならしませんとか、そういったところをどこできちんと説明するかっていうことを、その辺の検討をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 同じような繰り返しになるかも分かりませんが、まず、法に規定してあるというところが一番大本になってこようかと思いますが、一応、先ほど御指摘の虐待等につきましては、13条のほうで禁止ということを条文でうたっております。今回の説明資料にはちょっと上がっておりませんが、そちらで虐待の禁止ということのはっきり明確に条例としてございますので、そこで読み取っていただくということになろうかと思えます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。先ほど来から福祉保健課長も答弁に苦慮されるとは思いますが、確かにこのもともとの親法である民法上のことで、要は親の子供に対する、要するに懲戒権の問題ということが社会的にも問題になつてくるわけです。簡単に言えば、お父ちゃん、お母ちゃんが子供に対して行儀をしたということも今は許されませんよということかなと、平たく言えば、そうだなかなと思います。

それで、先ほど来、前田議員の指摘もあったと思いますが、この14条をわざわざこれ、削除することもないんでもないなというふうに私は思うところでもあります。逆に、もう少しこれを平たい文章にして存置しといてもそう差し障りはなかったかなというふうに思います。というの

が、やはりこの家庭的保育事業者等ということの中では、例えば派遣型のベビーシッターさんであったりだとかですね。

○議長（山路 有君） 簡潔にお願いします。

○議員（3番 橋井 満義君） はい。そういう業種もいろいろあったり、複雑な業態もいろいろあったりするんで、親ばかりの親権の部分は民法で包含されるということもあると捉えておられるかもしれないけども、そういう場合も想定した中で、全てこの14条が削除されても機能するというふうにお考えなんでしょうかね、その点。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員御指摘のような懸念につきましては、13条のほうで、先ほど申し上げましたけども、虐待等の禁止ということで明確にうたっておりますので、その点で御理解いただけたらというふうに思います。以上です。

○議員（3番 橋井 満義君） 終わります。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第9号の質疑を終わります。

日程第10 議案第10号

○議長（山路 有君） 日程第10、議案第10号、日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で議案第10号の質疑を終わります。

日程第11 議案第11号

○議長（山路 有君） 日程第11、議案第11号、日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で議案第11号の質疑を終わります。

日程第12 議案第12号

○議長（山路 有君） 日程第12、議案第12号、日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。今回、高齢者のために使用料、手数料が、200円がゼロになるということで、歓迎すべき点だとは思いますが、先日、この事業も見せていただいたんですけど、参加希望といたしますかね……（発言する者あり）ごめんなさい、違っとった、失礼しました。早かったか。

○議長（山路 有君） 取下げ。今、議案第12号ですよ。

○議員（7番 前田 昇君） 失礼しました。先走りました。

○議長（山路 有君） そうでしたら、再度、日程第12、議案第12号の質疑を行います。改めて、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第12号の質疑を終わります。

日程第13 議案第13号

○議長（山路 有君） 日程第13、議案第13号、日吉津村高齢者介護予防・地域支え合い事業手数料徴収条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 大変失礼しました。改めて伺いたいと思います。2点あります。

今回、この無料化、無償化に伴って条例を廃止ということなんですが、この今3つあるメニューのほかに、そもそも日吉津村において今後加えるべきメニューっていうのはないのか、そういったことを考え、そのメニューを考えるということと、条例を廃止までしていいのかっていうのが1点。

それから、もう1点は、特にこの中の高齢者筋力向上トレーニング、いわゆるパワリハですけど、パワリハとかはもっと言えばニーズがあるというふうに思うんですが、現在の施設ではなか

なか賄えない、あるいはスタッフでは賄えないというのがあるんですが、無料化するのは、無償化するのはいいんですが、そういうニーズに応じていけるのか、その辺のところについて、ほかの事業もですが、無償化することで、告知をして、たくさん参加をいただきたいといったときに、受入れが大丈夫かっていうことを2点目としてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、今行っております予防事業等につきましては、主なものを3つ説明資料のほうには上げておりますが、これ以外にも認知症予防のパソコン教室でありますとか、男性・女性のサロン等、様々な事業を行っております。当然メニューにつきましては、よりニーズや現状に合ったものに変えていくような必要はあろうかと思っておりますけれども、そのような事業を含めて、無償化という形で、より参加していただきやすい、介護予防に積極的に出てきていただけるような対応をしていきたいということでの今回無償化の、手数料をなくすような形を提案させていただいたところでございます。

それと、すみません、ニーズに対応し切れるかということでございますが、事業の内容につきましては、例えば高齢者の筋力向上トレーニング等は人気もあって、なかなか継続してやりたいけれどもできないというようなお声もいただいているような事業もありますが、できるだけ皆さんの参加いただけるような形を検討しながら、ニーズにも対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） まず1点目の、条例を廃止する、無償化、今上がってるものが無償化になるので条例廃止っていうこともあるかなとは思うんですけど、逆に言うと、有料にしても、さらに、何といいますかね、ニーズの大きいものとか新しいメニューについては、その際にはやっぱり条例を設置して有料化にするということになるのかなという、現時点では答弁が難しいかもしれませんが、そういうことかなと。例えば、パワリハなんかより拡大をして、たくさんの方に利用いただく場合に、どうしても必要経費がかかるっていうこともあると思うんで、そういったときにはこの条例っていう、廃止した条例も改めてつくるっていうことに、そういう必要性があるのかなと思うんで、その辺を踏まえて、今回廃止するのがどうかなっていうのが1点、同じような質問ですけど。

それと、本当にパワリハなんかについては、今、無料にするんで、それはいいんですけども、むしろ多少費用を頂いても、何か機器なり、スペースの問題もスタッフの問題もありますが、む

しろ拡大する方向で、村民の方に有料でも御利用いただくほうがいいのではないかと思うんですけど、その辺の今後の見通しなり考え方について、これはもしかしたら村長の答弁ということになるかと思いますが、よろしく願います。その辺りを考えられているのかというふうになります。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

新たなメニュー等考えていかなければならない面もあろうかということで考えておりますが、基本的には今回廃止条例ということで、手数料を取らない方向性、これは高齢者の方により参加していただいたり、出てきていただきやすい環境をつくりたいというところが根底にございますので、先ほど言った介護予防の事業等も、中身は新たになったり、新たな取組もした場合も、基本的にはこの今の無償化の方向性かというふうに考えております。ただ、これも今ここで決めるということではなくて、またその状況によりまして、必要であれば負担をいただかなければならないケースも出てくるかとは思いますが。

また、人気のある事業につきましては、実際なかなか御希望に沿えない、連続で参加したいけども待っていただいたりというようなケースが出てきている現状もございますが、できるだけそのニーズに応えられるような準備はしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかに。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。無料にさせていただくってことは大変うれしい、高齢者にとってはうれしいことかなっていうふうには捉えてますけれども、先ほどありましたように、筋トレについては、あそこが狭いとか、それから、もう一つ設備があったらいいのとか、そういう意見もあります。3か月待たないとできないっていうこともあったりして、日吉津村は介護予防というか健康づくりに力を入れておられて、その点はみんなが本当、大変喜ばしいし、うれしいなっていうことを感じてますが、今後、仮に設備をされたときに、また負担をいただきますってということにはならないようにしていただきたいなって、そのときには大きい反応があるかなと思ったりして、今考えてます。今、皆さんが大変楽しんで参加はしておられます。私も参加してます。一時期、倍ぐらいに増額をするって言われたときに、高齢者は反対しました。以後、みんながそれに参加、多くするようになってきて、健康づくりが続いているかなっていうふうには捉えてますので、大変いいことと思いますが、今のままの設備ではなかなか大変だと思

ます。今後、やっぱり設備も整えていかないといけないし、この前の3月の決算のときですね、人件費が増大しますっていう答弁だったと思いますけれども、委託で出してきてかれておる中に、少しでも財源っていうか、それに充てていただくっていうこと、それは参加してる者は、やはりそれはそういうふうに捉えてると思いますので、その点も考えていただいて、無償化をやめてくださいっていうことではありませんけれども、条例から外していくっていうことも、ちょっと今後のことを考えると、ううん、どうかなっていうのはと思いますが、無償化になるっていうことは評価はしたいと思いますが、設備のことも考えて対応を今後して行ってほしいっていうことを申し上げておきたいと思います。そういうことについては、どうお考えになってますか。

○議長（山路 有君） 三島議員、この議案13号は、廃止する条例ということは今議題として上がっておりますので、設備等をという考えからは少し外れると思いますので、その辺り、注意してやってください。

じゃあ、執行部、答えられる範囲でお願いします。

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のパワリハの設備等、かなり年数もたってきている状況も分かっておりますけれども、今後、設備等の整備については、適切に対応してまいりたいというふうには考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 以上で議案第13号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。再開は、午前11時から再開しますので、当議場に御参集ください。それでは、休憩に入ります。

午前10時42分休憩

午前11時00分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

日程第14 議案第14号

○議長（山路 有君） 日程第14、議案第14号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 9番、加藤です。33ページ、一番最後です。一般廃棄物処理施設の設定費積立金の2,000万、これですが、これは今広域で検討されております新しい施設について、日吉津村が負担する負担金に充てる分の積立金と聞いております。分かるところでいいですので、施設の計画の進捗状況及び施設の総額及び、日吉津村は今2,000万の積立てですけども、幾ら負担しなければいけないのかの具体的なところが分かればお示しをください。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

先ほどおっしゃいましたように、これは西部広域で予定しています一般廃棄物処理施設に係る積立てでございます。それで、このごみ処理施設につきましては、令和14年度の供用開始を目指しております。西部広域が試算しております建築費でいきますと、総額で313億6,000万円という額になっております。それで、村の負担金ですけども、こちら負担金の、西部広域がそれぞれの構成市町村に目標額を出しておりますが、日吉津村は1億866万8,000円という額になります。こちらにつきましては、令和3年度から令和9年度までの7年間で一応積み立てましょうという、これは西部広域の構成市町村、同じ年月でございます。そこで、日吉津村がその1億866万8,000円を積み立てる計画を立てておまして、昨年度、令和3年度が1,000万積み立てております。そして、令和4年度が1,500万の計画ではありましたが、今回2,000万上乗せをさせていただいて、3,500万を積み立てさせていただきたいということでございます。先ほど申し上げましたように、令和9年度までということ。日吉津村の財政を見ました場合に、起債の償還が、令和7年度から9年度までが非常にピークになるという試算をしておまして、その年度のところの負担を少しでも軽くしたいという思いで、積み立てれるうちに積み立てておこうということで、今回の2,000万の増額補正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 結構な負担金払わなくてはいけないというところでございますが、新しい施設について、ちょっと住民課長にお伺いしますが、今の施設では長尺物とか伐採したものについては持込みはできないという形になっておりますが、新しい施設については、これはどういうふうになりますか、教えていただきたいと思っております。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

長尺物というのは可燃粗大ごみということだと思いますが、可燃粗大ごみも含めて、処理施設で処理できるような方向で進めてるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（9番 加藤 修君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。結構、10点ぐらいこの予算書に沿ってお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、この補正予算書の13ページですね、ほか、支出のほうにも関わる質問になろうかと思いますが、国庫補助金の中で、総務の国庫補助金の中で、地域一体観光サービス高付加価値化事業補助金ということであって、支出のほうからも減額されておりますが、要するに、海浜運動公園ほか、ほかとの関連で観光庁の補助を狙っていくというふうなお話、その不採択によるものだと思いますが、そもそも、反省点って言ったら語弊がありますが、この観光庁の事業そのものが本村にマッチするのかっていうことでいうと、非常に難しいんじゃないかなと思うんですけど、今回減額に当たって、その辺の、要するに、今後も引き続き求めるようなニュアンスも伺っておりますが、その辺のことをお聞きしたいというふうに思います。

それから、2点目、14ページのところにキャンプ場魅力アップ、商工の補助ですね、県の補助金の中にキャンプ場魅力アップ支援事業補助金ってありまして、ちょっと内容伺ったかもしれませんが、これも不採択に関わるのかなと思うんですけど、この辺の補助金の削減の経過をお聞かせいただいたらというふうに思います。

それから、すみません、1点、ちょっと前に戻りますが、12ページに地方交付税の実績によって500万ほどの増額がされておりますが、この時点で普通交付税が増額ってというのはどういった要素があって、特交でなくて、普通交付税が増額になるってというのはどういった経過であったのかっていうことをお聞かせいただきたいと思います。

それから、次に16ページであります。16ページに諸収入のほうで、雑入で、デジタル基盤改革支援補助金とあります。オンラインシステムの改修が計画を見直したことによる減だというような説明を受けたと思いますが、900万の減ということで、具体的にはどういった変更があったのかっていうことを概略で結構ですので教えていただきたいと思います。

それで、そのすぐ下ですが、このミライトひえづの工事費の確定ということですが、い

わゆる原材料費が高騰して増額というふうな、増額が必要だというのは伺ったように記憶しておりますが、最終的には工事費の確定により残が出たということだと思いますが、その辺の経過を教えてくださいたいと思います。

それから、19ページですね、19ページの企画費、企画費の中で負担金補助及び交付金というところに定住支援金、移住支援金があって、定住支援金は当初500万だったのが360万の減、移住支援金については、当初100万だったのが丸々減額になっておりますが、この辺の課題ということで、今回減額の趣旨を御説明いただいたらと思います。

それから、次、25ページですね、25ページに農業振興ということで、農業将来ビジョン推進本部会議委員報酬ということで3万6,000円ほどありますが、これはいわゆるがんばる地域プランなんかを進めるための委員会だと思いますが、その委員会の、何人ぐらいの委員で、どういう経過で委員報酬が、残額が減額にこのたびなったかというふうなことを補足いただきたいと思います。

それでさらに、26ページにがんばる地域プラン事業補助金ということで53万4,000円ほど減額になっておりますが、これについては12月に増額補正をした記憶があるんですけども、増額しながら、今回また補助金が減額というのについては、その辺の経過をお願いしたい。あわせて、その次に、スマート農業社会実装促進事業補助金は260万ほど減額になっておりますが、これも多分同じがんばる地域プランの中のメニューだったかと思うんですけど、この内容と減額の事情をお聞かせいただきたいと思います。

それで次に、今回補正で上がっておりますコロナ禍の緊急対策米価下落のための農業者支援事業補助金ということで、概要書のほうにも記載をされておりますが、1反当たり4,800円という、その辺の根拠といえますか、4,800円はそんなに周辺と比べて少なくはないのかなとは思ってますけども、でも、もう少し上乘せができないかっていうことも含めて、この4,800円という金額の根拠といえますかね、についてお聞かせいただきたいと思います。

それで、31ページに社会教育総務費がありまして、そこの負担金補助及び交付金というものの中に、ふれあいフェスタの実行委員会の補助金、これはフェスタが縮小されたということによる減額だと思いますが、その後の村子連、あるいは青少年育成村民会議、それから村人権同和教育推進協議会の補助金が、いずれも結構な額が減額になっておりまして、コロナ禍で事業ができなかったということもあるのかもしれませんが、ちょっとこの重要な社会教育団体の補助金が多く減額になるっていうのは、団体の、言わば育成といえますかね、団体運営で非常に難しさがあるのではないかと、もっと言うと、教育委員会のほうからどのようにその支援がされているかとい

うことが、独立の補助だとはいうものの、事務局的には教育委員会が担っている団体だというふうに思いますので、その、この3つの団体について、教育委員会としてどのように捉えられていて、組織の活性化を狙ってらっしゃるかということ、少し補足をいただいたらと思います。

以上、たくさん伺いましたけど、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方交付税、入のほうですけれども、地方交付税の増額につきましては、普通交付税なんですけど、特にこれといった要因はございませんが、12月に増額補正をさせていただいております。そのときに、一応概算でということで報告をさせていただいておりました。その額が確定をしたものでございますので、そのために増額補正となったものでございます。

それから、続きまして、歳入の鳥取県キャンプ場魅力アップ支援事業補助金の200万の減額でございますが、事業内容といたしましては、管理棟のトイレ改修ですとか、シャワーブースの改修といったものを計画しておりました。これが県の補助金を当てにしていたんですが、申請対象外となったということで、もらえませんでしたので、こちらは減額をさせていただいたということでございます。

それから、起債につきましては、これは実績から当初計画のものを差し引いた額を減額させていただいたということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、13ページの地域一体観光サービス高付加価値化事業補助金についてと、それから16ページのデジタル基盤改革支援補助金、それと、あと、19ページの負担金補助及び交付金の中の定住支援金と移住支援金について説明させていただきます。

まず、13ページの総務費補助金の中の地域一体観光サービス高付加価値化事業補助金、2,000万の減額ですが、これはオートキャンプ場の事業費として、4,000万のうち2分の1が国庫補助対象ということで計上しておりましたが、御説明のとおり、観光庁の補助金、努力はしましたけども、採択がなかったということで、落とさせていただきます。それが、日吉津村にその観光庁の補助金がマッチしていたかどうかということなんですけども、結果的に採択はされませんでしたけども、日吉津村の中の観光地でタグを組んで進行していこうという事業の趣旨にのっとって申請はしたんですけども、結果的に不採択、それと、あわせて、うなばら荘の方向性も不透明になってしまったということから、残念な結果となったという次第でございます。今後もこう

いった類の補助金等ございまして、いろんな方向性とかが定まりましたら、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、16ページのデジタル基盤改革支援補助金、939万4,000円の減額です。これは当初、行政のオンライン化に関わるシステム改修として予定しておりましたけども、国の共通化とか標準化に伴って、鋭意システム改修進めているところでございます。ただ、これを早期にシステム改修した場合ですね、近い将来、また重複した経費が、この共通化とか標準化が進みますと、再度そこでまた重複した経費が必要になる可能性が高いということから、計画を見直しまして、1,800万下げたところでございます。補助金としては、その2分の1の939万4,000円減額ということでございます。

続きまして、19ページの18番、負担金補助及び交付金の中の定住支援金、360万円の減額ですね、これは結婚支援金、移住支援金ですね、結婚・子育て支援金というんですけども、これとセットになって、日吉津村に移住していただいて5年経過した場合に支払う補助金でしたけども、今年度、該当者がなかったということです。あわせて、当初500万組んでおったんですけども、結婚支援金のほうが当初予定よりも少し多くなったということで、360万円の減額というふうになっております。

移住支援金につきましては、これ、東京23区から日吉津村に移住されて、該当する企業にお勤めであったり、自ら起業されたりという場合に出る補助金でございます。今年度は該当がなかったということで100万円の減額としております。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員の御質問にお答えします。

まず、25ページの農業将来ビジョン推進本部会議委員報酬についてでございますけれども、こちらにつきましては、この本部会議の報酬といたしまして、1人3,000円を計上させていただいております。委員さん3名いらっしゃいまして、当初10回という予定しておりましたものを、回数を減らしまして、6回ということで、そこの部分の減額というところでございます。

それと、続きまして、26ページのがんばる地域プラン事業補助金でございますけれども、こちらにつきましては、環境農業維持支払い交付金ということで、農振の白地の農地におきまして、10アール当たり6,700円を補助させていただくというものなんですけれども、こちらにつきましても、面積のほうを精査いたしまして、1,500アールというところで今回補正をさせていただきまして、従来の予定しておりました金額から、ここの部分については24万8,000円を減額ということですし、もう一つが、機械を、農機具を導入される場合の補助、踏んばる農家プ

ランというプランでございますけれども、こちらにつきましては、当初150万の予算を上げさせていただいておりましたが、見込みとしまして121万4,000円ということで、そちらの減額分と合わせまして、53万4,000円という金額を減額で計上させていただきました。

それと、あと、スマート農業社会実装促進事業補助金、こちらにつきましては、がんばる地域プランとはまた別な事業でございますけれども、こちらにつきましては、当初導入を予定されました機器の関係について、予定されていた部分、全部を導入されたというわけではなく、高音波加湿器というものを導入されたということで、当初予算しておりましたものに対しまして、269万1,000円を減額させていただくというところです。

もうあと1点、コロナ禍緊急対策米価下落農業者支援事業補助金、こちらにつきましては、昨年に引き続きまして、米価、なかなか低迷しておるといような状況の中で、こちらは1反当たりが4,800円というところでございますけれども、この補助率のほうを、去年は2分の1というところで補助を出させていただいておりましたけれども、今年は4分の1ということで、金額のほうを4,800円ということにさせていただきました。

こちらの米価下落の対策については、近隣の市町村調べましたところ、該当するような施策を実施されとるのは1件といたしますか、1町ございまして、金額のほうは10アール当たり4,000円ということで実施をされております。こちらにつきましても、財源的にはコロナの臨時給付金のほうを充てさせていただいておるといようなところで、今後、これが実施していく中では継続できるかどうかという部分もありますけれども、暫定的に補助率のほうの削減をさせていただいて、今回こういった金額で実施をさせていただきたいというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

複合型子育て拠点施設整備工事に関わる減額ということでございます。

○議長（山路 有君） ページ数をお願いします。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 22ページでございます。当初予定をしておりました予算額としましては7億6,900万円余りということでございましたが、実際の工事費としましては、今後見込まれる予備的な経費等も含めた中で、7億5,800万円余りで工事が終了する見込みとなりましたので、残額につきまして減額ということを対応させていただいたところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 前田議員の御質問にお答えします。

31ページ、社会教育総務費です。その中の18、負担金補助及び交付金のところですが、まず、御意見いただいたとおり、ふれあいフェスタの補助金については、このコロナ等の状況も踏まえてステージイベントを実施しなかったのもので、そこで大きな実績のマイナスが出ているところではあります。

その後、質問にあったその下3点でございます。まず、村の子供会育成連絡協議会の補助金については、例年でありましたら、こどもの日まつりであったりとか、クリスマスイベント等を行っているところを、このいずれも何とか計画ではどのようにしようかっていうふうなことで実行に向けては動いていたのですが、こどもの日まつりは、ふれあいフェスタの中でそのイベントを実施するコーナーをつくって、同等の企画を行いました。また、クリスマスについては、高学年を中心として、お菓子を、小学生児童がいる家庭に配って回るというふうな形で事業をちょっと変更して行っております。このような形で、できることというふうなことをこの連絡協議会の中でも相談をしながら進めてきております。

その下、青少年育成連絡村民会議については、なかなか今年度は、リーダー研修であったり、青春サミットであったり、ほかの市町村とも連携を取りながらやってるものについて、いろいろなものが実施できない中ではありました。それで、青少年育成についてできることを、またこれも同様に進めてはきているのですが、研修の数が少なかった、あるいは参加する研修自体がコロナで中止になってってというふうなことも影響しているものがございます。それから、先ほど御意見いただいたとおり、事務局としてどのように広げるかっていう点については、指導員が本来5名であるところが、その5名、全員が埋まってない状況にあります。既に今年度中に次回お願いできませんかっていうふうなことで連絡を取り合っている方はいらっしゃるものの、それは定員が埋まってないところは努力すべきところというふうに感じております。

それから、一番下です。人権同和教育については、例えば小地域懇談会など、実施の方向で動いていて、直前で関係者の陽性であったり、そういったことで、できるようにと動いてたものができなかったことってというようなことに振り回された1年ではありました。ただ、先日あったように、村の人権同和教育研修大会など、感染予防を踏まえた上で実施できるものっていうふうなことは挑戦してきたつもりではあります。これも、先ほどの青少年育成と同じように、本来参加すべきであった研修であったりとか、全国等の大会等もコロナのために中止としてあったりとか、実際に行くことができなかつたりっていうふうなこともございましたので、その減が実績として出てきているものです。以上です。

○議長（山路 有君） 小原課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の、先ほど回答しましたものに対して、補足説明をさせていただきます。

16ページの村債についてでございます。先ほど実績によるもので減額させていただいたというお答えをさせていただきましたが、その中身について少し補足をさせていただきます。この複合施設に関わる村債につきましては、右に書いてございます保育所施設整備事業債と公共施設等適正管理推進事業債、この2本で対応しておりますが、金額につきましては御覧のとおりなんですけれども、まず、この保育所施設整備事業債というものが何かと申し上げますと、公立保育所の一般財源化が起債対象となっております。当初の見込みとしては2億1,300万円、こちらを見込みとしておりましたが、実績としては1億9,660万円ということで、1,640万円の減額をさせていただいたということでございます。

それから、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、これは複合施設全体の面積が、床面積が減少することによって対象となる起債でございますけれども、こちら、当初の見込みでは7億4,670万円ということでございました。ここで、令和3年度の借り入れ済みが3億550万円ということで、今年度は当初4億8,440万円を見込んでおりましたが、実績としましては4億4,120万円ということで、その差額4,320万円を減額させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） いろんな点でいま一つ分かりにくい点もあるんですけども、ちょうど今の、今、総務課長が答弁いただいた16ページの村債について。

○議長（山路 有君） マイクを近づけてください。

○議員（7番 前田 昇君） すみません。結局は、工事費が減額になったので起債も下がったという理解でいいわけですね、その点の確認をと思います。

それから、幾つか新年度の事業の中で、もうちょっと聞かせていただきたいことがあるので、今日は少し絞っておきたいと思いますが、25ページで、先ほど農業将来ビジョン推進本部、3名って言われたですかね、ちょっと聞き取りにくかったんで、3,000円の報酬が3名で、計画の回数より少なかったということで、3名というふうに伺ったと思うんですが、それで間違いないでしょうかということですね。

それと、がんばる地域プランで、ちょっと聞き漏らしたかもしれない、12月に増額補正しながら、今回、12月の増額の辺との関係をもう一度ちょっと補足をいただいたらと思います。

教育委員会から答弁いただいた団体育成の件ですが、伺っていると、やはりどの団体もやや停滞しているというふうな印象が拭えないわけですが、例えば最後に言われた人権同和教育が、出べき会になかなか出れなかった、研修に出れなかったということがありましたが、人権の全国集会が米子であって、私は個人的に出たんですけども、例えばその際に、村民の方がたくさん、せっかくの機会なので御参加、産業体育館でしたけど、参加いただければと思ったんですけども、あまりそんなに見かけなかったの、その辺りのやっぱり研修の場とか、そういった情報を村民の委員さんに丁寧に伝えることをしておかないと、役場の都合で何か誘ってもなかなか出ていただけないっていうのがあったりすると思うんで、その辺のところをちょっと補足いただくのと、それから、村民会議の辺で、指導員さんが5名のところが決まっていないう、これも報酬のほうで減額になってるんですけども、現在は青少年育成推進指導員さんは何名いらっしゃるのかっていうことを付け加えて御説明いただいたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

村債の件につきましては、御指摘のように、大きな要因としては工事費の減額が主なものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員の御質問にお答えします。

まず一つ、ビジョンの推進本部会議の委員報酬につきまして、3名ということでよろしいかと思、3名です。

あと、もう1点が、地域プラン事業補助金ですけれども、こちらにつきまして、面積のほう当初、予算させていただいておりましたのが800アールというところで、こちらを補正のほう、8号補正ということで、1,870アールに増額補正をさせていただきました。環境農業維持支払交付金のことなんですけれども、こちらにつきまして、申告いただきました数字のほうを基に今回出させていただいたのが1,500アールということで、面積のほうが減少した分、これを削減して補正予算を上げさせていただいたというところ、以上です。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 前田議員の御質問にお答えします。

まず、人権同和教育の推進についてですが、おっしゃるように、米子で開催されました全国の大会の案内っていう点では、ちょっと十分にはできなかったなということは理解しております。その時期に、小学校をはじめ、村内でクラスターの状況等もありましたが、感染状況も多く、人

権の役員さんに声をかけたこともあるんですが、ただ、皆さんちょっと積極的には、ううんって
いうふうなこともあって、全体的に広くっていうふうなことは、踏み切ることはちょっとできな
かったものです。

それから、御意見ありました青少年の育成については、ちょっと辞退された方等もありまして、
先ほど話しました、5名というふうに話をしましたが、実際、現時点の委員さんは1人というふ
うなことでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 1点だけ、26ページのがんばる地域プランのことについて言え
ば、結局12月の補正のときの積算見込みが十分でなかったということでもありますので、その辺
を、とても大事な事業でありますので、十分精査をして当たっていただきたいと思いますが、そ
の辺について、今後どのようにいただくかっていうことだけ答弁いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員の御質問にお答えします。

面積につきましては今後もしっかり精査はしていきたいというふうに思いますけれども、これ
が全部が全部申請していただいていたところも一つありまして、減額というところで
補正を上げさせていただいたという部分もあります。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。11ページですけれども、歳入では、法人です
けれども、均等割が300万減額で、法人税割が574万8,000円増えたっていうことでしてあ
りますけれども、この状況について説明を願います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。

法人税につきまして、補正予算前に実際の見込みを見たところ、当初予算よりも差額があった
ので、このたびの補正をしたところでございますけれども、基本的には前年度の予算を基にして予
算を組んでまいりますので、前年度より下がった部分がこのたび出てきたんじゃないかと思っ
ておりますが、大きくは法人税割のほうが増額になってるということでは、コロナで落ち込んで
いたところが回復の見込みになったのかなということでの分析はしております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 下がったっていうのは分かりますが、中小で法人化をしておると

ころで、中小企業において事業をやめられたとかどうとかってということがあったのかどうかって
いうことは分かりますか。そういうことはここには響いてませんか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。

詳細を把握はしておりませんが、数字だけでの把握しかしておりません。届けがあったって
いうところでは数件はあったかなとは思っておりますけども、それがここに反映されてるか
ということまでのちょっと分析まではできておりません。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。

○議員（4番 三島 尋子君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。ちょっとページを順に追っていきます。歳入の
部分の11ページですね。株式と譲渡所得。

○議長（山路 有君） 橋井議員、マイク入ってません。

○議員（3番 橋井 満義君） 失礼しました。11ページの株式の譲渡交付金の108万3,000
0円、これは歳入ですね、これは財産収入の土地の売払いの部分の108万6,000円というこ
とだと思いますが、これは何なのかということ。

それと、27ページに行きますか、このほうが見やすいな。27ページの土木費の宮川北線の
歩道、今、工事ずっとやっていますが、これもずっとこれは補正を足して足してを繰り返してるよ
うな気がしているんですけども、なかなか一向に、あれ、地盤が悪いのか何なのか、工事が進む
気配があんまり見受けられないということを感じております。また今回ここで600万というこ
とであります、この工事の状況というのは一体どうなってるんですかね。今年度、これ、とて
も終わりそうな感じがしないんですけども、その辺どうでしょうか。600万の用途と、それと、
工事の進捗状況の説明。

それから、土木費のうちの公園費、海浜公園のところ。あそこに行ってみますと、今、海浜公
園の管理棟の工事をやっておられます。常々から雨漏りがしたりだとか、メンテナンスが必要に
なったということを知っていました。しかるに、あそこをもともと設計をされた業者ではなく、
他の設計業者が、今のミライトをやってる業者さんがやっておられますね。もともとあその設
計の元をやった業者、設計事務所のところに委託されたほうがよかったと思いながらも、違った
設計業者が入ってやってるという。この経緯はどう、なぜなんですか、その説明。

それと、消防費の災害対策費のブロック塀の問題。これは、今年度もどうもまた次に、今年度の予算にもこれが計上されてきています。これは、毎年、毎回この約200万で組んできてるんですけども、なぜこれをこういう補正のときにいつも返してるのか。なぜかといえば、国や県からのお金をこれに充当するために毎回もらってるんですよ、だから返さなくちゃいけない。それで、この問題は、担当課はもう分かっているとおり、うちの自主財源、13万ほどなんだけど、結局、狭い狭隘の道路の、要するに建築基準法42条第2項の道路に該当する部分は、基本的に撤去をしたくても、また新しい塀が造れないんですよ。要するに、構造物は道路中心線から2メートル以上後退しないと駄目なので、結局それが危ないと思っても、補助金を受けることができないんです。ですから、これはずっとこうやって国の予算があるからずっとつけてることを、あるもう一定の時期にはおやめになられて、日吉津村独自の施策を私は考えられるべきだと思っております、それは所見のところでは言っただけであればいいと思います。これ、予算が高いだとか云々とかいう話じゃないんで、その辺は所見を述べていただきたい。

それから、大きな問題点ではないですけども、先ほど来、同僚議員からの指摘もありました。26ページ、6ページと一緒に見ていただければいいのかな。繰越明許で、5款の農業費の部分のコロナの203万2,000円、これが同じく26ページにこの詳細が203万2,000円あります。これ繰越明許で、これは国庫金が入ってる200万なんですよ。要するに、国からこれはコロナ対策で使ってもいいですよというお金なんですね。それで、この間からもこれ問題になってるのは、要するに、1反当たり4,800円の補助を出します。それで、これには、例えば3反作っておられる米農家の場合には、そこから1反分、要するに自主消費ですね、自分ちで食べる分は約1反分、米でいきますと、大体これが6俵、7俵の白米の量になっていきます。一家で食べるには、今、米食べるのは少なくはなったけども、大体3人、4人家族では、そこに自給できるということで、そこを引いたものに対する支出ということで、3反であれば2反分の補給をしていこうというだったんです。ところが、そのところは次の質問でやります。これはどういうことだったのかということで、間違いはないですね、1反分を減じたものとしての支給のはずだったのが、ここの概要書にもきっちり書いてあります。まず、その点の確認、これについては。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

11ページです。株式等譲渡所得割交付金というものでございますが、こちらの交付金としましては、株式等の譲渡をする際に課税される県税の一部を市町村に交付するお金ということでございまして、これにつきましては、県の税務課のほうから実績額が届いたことによる減額でござ

います。ちなみに、議員が申されました15ページの不動産売払い収入につきましては、これは国道431号沿線の開発に伴う国有地の売払い収入に係るものでございます。

それから、13ページの消防費の社会資本整備総合交付金の言われました中身としては、ブロック塀の撤去に係るものでございます。御指摘のとおり、国が2分の1、県の4分の1の補助があるものでございます。今年度も予算をしております、該当になる方に一応交渉もしてみましたが、その方がちょっと辞退されるというようなこともありまして、今年も減額となったものでございます。ただ、聞くところによりますと、来年度はその対象の要件が緩和されるということで、また対象者も増えるというふうに予測しております。よって、せっかくの補助金がありますので、今年も消防団と一緒に沿線を歩いて、対象者がいないかということで見回りもしてみましたが、またそういった取組も継続させてもらいながら、少しでもこの事業を使ってもらえるように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員の御質問にお答えします。

27ページになりますけれども、村道宮川北線歩道新設工事、こちらのほうに600万の補正を組ませていただいておりますけれども、こちらの費用につきましては、まず一つ、工事の関係になりますけれども、道路側からの施工を予定しておりましたけれども、二次製品の置場がなく、また、車の往来が厳しいということで、これが作業ヤードを設置する必要が出てきたこと、こちらが1点と、あと、作業ヤードへの進入路につきまして、ミライト側から進入するというので、そこに係る経費。あとは、当初計画からの実施施工数量、こちらのほうが増えたということで、600万の増額をお願いするものでございます。こちらの事業につきましては、国の補正予算が2次補正等をついたということもありまして、年内の完成ということには至らないという予定で、6ページのところに繰越しの金額を上げさせていただいておりますけれども、こちらの新設工事の関係で1,945万、繰越しを予定させていただきたいということでございます。事業費の内訳としては2,200万、こちらの事業については経費がかかるという中での繰越しの金額を上げさせていただいております。

それと、あと、26ページ、コロナ禍緊急対策米価下落補助金の関係でございますけれども、こちらにつきましては10アールの控除ということで、作付面積から10アール、保有米部分を控除させていただきました後の面積を基礎数字としまして4,800円、10アール当たりの単価を乗じた金額を助成させていただくということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 先ほど質問させていただいた件を整理してみたいと思います。土地の売払いについては、431沿いの土地の処分費で108万6,000円が歳入。

それから、あっ、待って、もう一つ質問事項があったのを回答いただいてないです。キャンプ場の設計業者と今回の差、違いはどこで発生してるのかとか、どうだったのかなということが回答いただいてない。

○議長（山路 有君） 28ページ、委託料。

○議員（3番 橋井 満義君） 28ページの設計監理業務委託料300万、減額されてるんだけど、それに付随した。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 今、即答ができなければ、また、この件については、その件は長引くと後に時間がなくなっちゃいます。それは頭の隅に置いてください。次に進みたいと思います。

先ほど益田課長が申された件なんですけども、要するに、今回のコロナ禍における米価下落の対策支援、これで、今回203万2,000円が繰越明許で、次年度にこれを持っていきますよということであります。しかしながら、先ほどの答弁でも、本年度事業の内容の中にはっきりとこれは令和4年度の主食用米の作付面積が1反以上のものであって、そこから1反を引いたものに対して4,800円を掛けて支給するということなんです。ところが、1反ない人にまで支給、既にされてます。御存じですよ。実は、私、該当者なんです。該当者がこんなこと言って、逆に、私、これ、お金も口座に実はもう入ってます。出納室長、支出命令、これ、先月の末にあったでしょう。それちょっと確認、支払い命令。

○議長（山路 有君） 景山会計管理者。

○会計管理者（景山 美穂君） 先月末の支払いは、コロナ禍の米価の下落の農業支援ではなくて、別件であったと記憶しております。

○議員（3番 橋井 満義君） 何、別件。

○会計管理者（景山 美穂君） はい。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員がおっしゃいますところの口座に振込をさせていただいた事業につきましては、こちらの米価下落の補助支援事業ではなく、こちらが物価の高騰、資材費でありますとか光熱水費、燃油代等の高騰に係る部分の補助金のお支払いというところでお返しをさせていただいたものでございます。

1点おわびなんですけれども、そちらの通知の中に10アールの控除という文字を書かせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、米価下落の制度と混同しておるようなところがございます、10アールの控除は実施せずにお支払いのほうをさせていただいたというところで、文章のほうに誤りがあったということで、訂正なりおわびなりの文書は該当する農業者の皆様方に改めて送付させていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員、次、3回目としますので、よろしくお願いします。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） ということで、私もとんだ間違いをしておるということですね。ということは、私がこの間振込をいただいたのは、この事業では何の事業に該当してるんですか。これには載ってないものなんですか、載ってないもの。でも、これ、2月の終わりにもやって、今回、3月も末になってきて、ほとんどもう2月の末には支出命令出されて、会計ほとんど締められてますから、それらについてもぴったりと帳面が合って補正をしない、お釣りが出てこないで計上されてるというのも何か釈然としないような気がしてるんですけども。ぴったりとそのお金、支出ゼロになったわけなんですね。その確認で終わります。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 予定しておりました金額どおりのお支払い、予算どおりのお支払いをさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第14号の質疑を終わります。

日程第15 議案第15号

○議長（山路 有君） 続いて、日程第15、議案第15号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

日程第16 議案第16号

○議長（山路 有君） 続いて、日程第16、議案第16号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第16号の質疑を終わります。

日程第17 議案第17号 から 日程第20 議案第20号

○議長（山路 有君） 日程第17、議案第17号から日程第20、議案第20号までは、当初予算に関する議案であります。各議案については、質疑終了後、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思っておりますので、この場合は総括的、基本的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

それでは、各議案について質疑を行います。

日程第17、議案第17号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。これ、ちょっと基本的なことをお伺いしておいて、それからこの予算審査に向きたいなということがあったものですから、ちょっと確認なんですけど、これは福祉保健課長かな、要するに、款項目の部分で、例えば49ページの保育所のところありますよね、それと概要書の例えば109ページ、中身のことでなくて、この費目のつけ方についてなんです。それで、今、ミライトひえづはオープンしまして、あれなんだけど、結局この保育所費が、ずっとこれ生きてきてますよね。それで、今回から中身が変わってまいりますよね。そうしたときに、この款項目節もなんだけど、例えば109ページの概要書でいきますと、この目の部分に04番の保育所費がまだ生きて残ってくるわけです。そうしたときに、例えばこれはある時期にはこの保育所費というものがそぐわないということが起きてくるんじゃないかなというふうに思ったもので。この点について、もう今これをすぐすぐにといいことではないんだけど、これの部分に、やはり予算の組立てをする総務課長も含めて、そこの部分は要検討項目じゃないかなというふうにちょっと思ったもので、いかがなものでしょうか。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、こちらの費目につきましては、4月1日より保育所が認定こども園というこ

とに変わりますので、今後はこの名称につきまして検討が必要だというふうに認識しております。
今後、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 分かりました。ということで、私もこの部分をこれずっと存置しておく費目にはちょっとそぐわないなと思っておったものですから、今回この会期中に予算の審査していきますけども、一応従前の認識に基づいて予算をして、それで途中の状態です。4月以降に適切な会計処理のタイミングができたときには、款項目節の在り方についてはということで認識しとけばよろしいですか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、今の現状でこのような節の組立てにしておりますが、以後、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。一般会計の予算書でいうと21ページになるんですが、総論的に、夢はぐくむ村づくり基金の繰入金計上されてまして、全般的に財源充当がいろいろな、財調も含めてあるんですが、以前から言ってるように、この夢はぐくむ村づくり基金をどの辺の事業にどういうふうな考え方で充ててるかっていうことを予算審査の中で御説明いただきたいなというふうに思っております。これについては、本当に村民にとって、こういうふうに村が頂いた寄附金をどういった事業に使われるんだなということが分かるシステムをしないといけないと思ってる、そういった観点で、この辺の基金繰入金の考え方をお示しいただきたいと。現時点でもその辺についての答弁があればいただきたいということです。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

夢はぐくむ村づくり基金ですけれども、こちら、寄附者の何に使っていただきたいという意向がございます。それに基づいて、支出計画を取って、支出をさせていただいております。また、5年度の計画につきましても予算審査の段階で御説明させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 以前からその答弁なんですけど、結局、指定寄附といっても、そ

んなにこの事業とかっていう話、書かれてるわけじゃないんですよね。すごく幅広い観点での話ですから、それをどう使うかっていうのは結局役場の手にかかっているということになるので、そのことがもう少し村民に分かるような、村民ができたなら意見でも言えるような形が望ましいと言ってますんで、そういった観点でまた御説明いただいたらと思いますので、よろしく願います。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですね。

○議員（7番 前田 昇君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第17号の質疑を終わります。

日程第18、議案第18号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で議案第18号の質疑を終わります。

日程第19、議案第19号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第19号の質疑を終わります。

日程第20、議案第20号、令和5年度日吉津村下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で議案第20号の質疑を終わります。

お諮りします。この際、議案第17号から議案第20号までの議案4件について、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本定例会の会期中、審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号から議案第20号まで、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本定例会の会期中、審査を付託することに決

定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長に橋井満義議員、副委員長に前田昇議員を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員長は橋井満義議員、副委員長は前田昇議員をお願いすることに決定いたしました。

日程第 2 1 発委第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 2 1 号、発委第 1 号、日吉津村議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（2 番 井藤 稔君） 2 番、井藤です。先ほど質問しました村長部局のほうの条例との関連もございまして、ちょっと聞かせていただきたいと思えます。どなたに質問していいかわからないので、分かる人で答えていただければいいと思えますので、よろしくお聞きしたいと思います。

まず最初に、これ、もし切り替わった場合に、議会のほうでの取扱数量は大体どれぐらいになるんでしょうか。今までの情報、この関連の処理の件数はどれぐらいあるんでしょうか。もし把握しておられましたらお聞かせ願いたいと思えます。

それから、もう 1 点でございますが、村長部局のほうでも話しましたように、村長部局と議会のほうとの調整が本当に必要な、これ、議会にとっても条例だろうかと私、思えます。そういうことで、これについて、調整はどの程度具体的に行われとるんかということをまずお聞きしたいと思います。以上 2 点、よろしくお聞きします。

○議長（山路 有君） そうでしたら、答弁のほうは発委者であります加藤議会運営委員長のほうが行います。

加藤委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） 議会運営委員長の加藤です。この発委につきましては、日吉津村議会を代表して議会運営委員長が発委するものであります。

議案第 1 号で総務課長が答弁しましたとおり、新しい、新個人情報保護法から議会の対象外とするという決定がなされ、この経緯については総務課長が発言したとおり、三権分立の考えから、

議会が対象外とされたというふうに認識をしております。

この条例につきましては、村長部局とは違い、議会が切り離されて一番問題となるのは、議員個人の情報もですけども、議会事務局の個人情報の保護ができなくなります。したがって、全国議長会との共通ルールに従って、今までどおり、引き続き制定するものであります。ですから、新しく増えるとか減るとかという問題ではありません。これがなくなりますと本当に事務局の保護ができなくなりますので、本村議会の個人情報の保護を図るため、別紙のとおり、条例を制定するものであります。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 的確にちょっと答えていただけてない部分もありますけども、一応、次の質問、継続してさせていただきたいと思います。

まず、新たに今回上程されました条例の中でお聞きしたいと思いますけども、2ページをちょっと見ていただきたいと思います。条例案、上程されてあります日吉津村議会の個人情報の保護に関する条例の第2ページです。この中で、第2条の第4項の5段目に公文書ということが書かれております。第2条に規定する公文書に記録されているものに限るという表現がされております。これは、私、事務局からいただきました条例の例にあっては、行政文書ということで規定されております。これが公文書に替わるとするのは何か理由があるのでしょうか。これが1点目です。

それから、続きまして、第16条の関係です。議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないと規定されております。この条例の中を見ますと、議長という表現がしてあるところが70か所ございます。この内容が実際のところ分からんわけです、これはどんなものがあり、いつまでに公表されることになるのでしょうか、どうでしょうか。これが2点目です。

3点目が、第2項の関係です。第2項の(1)のアにありますけど、議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含むということになっておりますけど、この現状と、今後、議長が行い、保管することになるのでしょうか。現状は、今、どちらで保管されてるのでしょうか。今後は議長のところ保管されることになるのでしょうか。要は事務局長のところになるかと思っておりますけども、その辺りどうでしょうか。

それから、第8ページを御覧になっていただきたいと思います。第17条、開示請求権というのがありますけど、第17条も含まれ、当然この中には議員も含まれますのでしょうか。何人もということになっておりますけども。

それから、3項では、開示請求書の形式ということがうたわれておりまして、これの不備があるときはということが書かれておりますけども、開示請求書の様式等については既に検討されとりますでしょうか。

それから、次、飛びます。13ページの第29条の関係です。この中の第3項で、ここに突然実施機関という言葉が出てきております。今までは議会あるいは議長という表現ですけど、ここで、前項の規定にかかわらず、実施機関はということが出てきておりますが、この中では実施機関ということはほかには全く出てきませんが、これはどういうことでしょうか。議会とか議長とかいうあれになるんではないかという気はするんですけど、私も正確には分かりません。

それから、第48条の関係です。議長は、議会における個人情報または、これは仮名っちゅうんですか、仮名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないということになっておりますけども、現状の体制で果たして可能でしょうか、どうでしょうかということを判断をお聞きしたいと思います。

それから、最後に附則の関係です。令和5年4月1日から実施するということでもありますけども、要は、そういう点、議長の判断や議長に準備を課せられた部分について、対応ができるんでしょうか、どうでしょうか。

説明資料を見ますと、条例等ということが出てきております。必ず条例で指定するというんじゃなくて、その他、いわゆる網領的なものででも、議会の内部でもという記載がしてありますので、そういうことも多分予定しておるんじゃないかと思っておりますけども、間に合いますか、あるいは、さっき申しましたように、体制は取れますかということで質問してみたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） この発委第1号は、これは議員発議としております。細部について、今ここで議会運営委員長としても把握できない部分があると思っておりますので、後日、先ほど井藤議員が申された内容については、時間を設けて、その部分については勉強してまいりたいというふうに思いますので、この場においては以上で収めていただきたいというふうに思います。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 議会の条例でして、当然議会のほうで判断して、そのように対応していくことになる、さっきの委員長のほうの説明にもありましたように。ですから、当然にこれはある程度の基本的なところはやっぱり進めておかないと、早速に困るんじゃないだろうかと思っております。

私、条例等で対応するという事になっておりますので、実際に現状がどうかと云ったら、行政のほうでも話をしましたように、実施機関に入ったりしとるようなケースや、全くないようなケースや、それから、議会独自の条例が既に制定されるところがあるという、まちまちなようです。そこをいかにして統一を図っていくかということで運用されたものであります。ですから、私はやはりここで条例を決めてしまうっちゃうのは、非常にほとんど一回もこの内容について検討してないわけですから、当然にして、ある程度して、方向づけをして、それでやっていくほうがいいじゃないだろうかという感じを受けております。例えば要綱等で差し当たり運用して。ですから、行政の村長部局の執行に準じた、当分の間、取扱いをするというようなことでもして、それでもって、新たな体制かどうか分かりませんが、その準備をして、しっかりと対応できるようにするというぐらいのほうがいいじゃないかと思っておりますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 先ほど議長として申し上げたとおり、後日、その辺りについては井藤議員の質問にも答える形で時間を設けたいというふうに思います。

ということで、ほかにありますでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で発委第1号の質疑については終わります。

○議長（山路 有君） これで本日の議事日程は全部終了いたしました。

なお、次回の本会議は3月24日金曜日午前9時から討論・採決を行いますので、本議場に御参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時30分散会
